

2020年8月27日  
逗子市

**令和2年逗子市議会第3回定例会の招集について**  
令和2年9月3日開会予定の第3回定例会付議予定事件は、次のとおりです。

1 報告

- ・報告第8号 株式会社パブリックサービスの経営状況の報告について (総務課)  
株式会社パブリックサービスの第29期事業報告及び第30期事業計画について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定に基づき報告するもの
- ・報告第9号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定） (教育総務課)  
令和元年11月19日に鎌倉市七里ガ浜東2丁目地内で発生した自動車事故に伴う損害賠償について、地方自治法第180条第1項の規定により、令和2年6月30日付けで専決処分したので、同条第2項の規定により報告するもの
- ・報告第10号 健全化判断比率について (財政課)  
令和元年度決算に基づく健全化判断比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定に基づき報告するもの
- ・報告第11号 資金不足比率について (財政課)  
令和元年度決算に基づく資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき報告するもの

2 議案

- ・議案第49号 専決処分の承認について（令和2年度逗子市一般会計補正予算（第4号）） (財政課)  
予算措置に緊急を要したため、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるもの  
(補正額) 歳入歳出とも9,033万7,000円の増額  
(補正後の総額262億7,632万2,000円)  
歳入歳出予算の補正についての内容は次のとおり。  
(歳出)  
【新型コロナウイルス感染症対策関係 総額7,467万1,000円】
  - ・新型コロナウイルス感染症対策について、広く周知すべき情報を漏れなく、タイムリーに市民に提供するため、「別冊広報ずし」を発行し全戸配布することに要する経費として、広報ずし発行等経費416万円を増額
  - ・新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から、小学校5校の修学旅行を中止することとしたため、キャンセルに伴う補償に関する経費として、学校運営事業48万9,000円を増額
  - ・小・中学校の教育活動再開等に際して、密閉・密集・密接を回避し、児童生徒、教職員等の感染症対策等に要する経費として、小学校費の学校保健事業1,700万円及び中学校費の学校保健事業800万円をそれぞれ増額

- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響から子育てに対する負担の増加や収入の減少などにより特に大きな困難が心身等に生じている子育てと仕事を一人で担う低所得のひとり親世帯を支援するため臨時特別給付金の支給に要する経費として、ひとり親世帯臨時特別給付金支給事業2,962万2,000円を計上
- ・緊急事態宣言中などにおいて、学校の臨時休業により平日の午前中から開所した放課後児童クラブに対し、増加費用を支払うために要する経費として、放課後児童クラブ事業1,540万円を増額

【その他】

- ・崩落の恐れがある池子3丁目地内の緑地法面について、早急に防護工事を実施するために要する経費として、緑地安全対策事業1,566万6,000円を増額  
(歳入)
- ・国庫補助金及び基金繰入金のほか所要の財源を措置するもの  
(地方債)
- ・地方債限度額を変更

・議案第50号 専決処分の承認について（令和2年度逗子市一般会計補正予算（第5号）） （財政課）

予算措置に緊急を要したため、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるもの

(補正額) 歳入歳出とも3,391万7,000円の増額

(補正後の総額263億1,023万9,000円)

歳入歳出予算の補正についての内容は次のとおり。

(歳出)

【新型コロナウイルス感染症対策関係 総額3,391万7,000円】

- ・新型コロナウイルス等の感染症の感染予防対策を行うため、避難所となる小・中学校等の体育館へ大型扇風機等を設置し、避難所設備の充実を図るための経費として、災害対策事業1,167万7,000円を増額
- ・新型コロナウイルス感染症対策による休業措置により、夏季休業期間が短縮となったことから、校内での熱中症対策として教室等の空調設備を整備するために要する経費として、小学校費の学校施設整備事業955万1,000円及び中学校費の学校施設整備事業1,051万円を増額
- ・学校保健安全法に基づく就学时健康診断の実施に当たり、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策に必要な消耗品の購入に要する経費として、小学校費の児童健康管理事業60万2,000円及び中学校費の生徒健康管理事業27万1,000円を増額
- ・子育て支援センター内の空調設備の老朽化により、新型コロナウイルス感染症の予防対策のために換気を行いながら適切な室温管理をすることが困難であるため、空調設備の更新に要する経費として、子育て支援センター運営事業112万2,000円を増額  
(歳入)
- ・基金繰入金により所要の財源を措置するもの

・議案第51号 専決処分の承認について（令和2年度逗子市一般会計補正予算（第6号）） （財政課）

予算措置に緊急を要したため、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるもの

(補正額) 歳入歳出とも3,356万7,000円の増額

(補正後の総額263億4,380万6,000円)

歳入歳出予算の補正についての内容は次のとおり。

(歳出)

- ・桜山6丁目地内の緑地法面において倒木等の恐れのある高木の伐採及び枝払いを早急に行うことに要する経費として、緑地維持管理事業742万5,000円を増額
- ・倒木、落石の危険性のある緑地において早急に対応が必要な法面防護工事などに要する経費として、緑地安全対策事業2,614万2,000円を増額  
(歳入)
- ・繰越金及び市債により所要の財源を措置するもの  
(地方債)
- ・地方債限度額を変更

・議案第52号 逗子市職員の特殊勤務手当に関する条例及び逗子市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について (職員課)

新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するため、感染症防疫作業手当の運用の特例を定めるに当たり、改正の要あるため提案するもの

・議案第53号 逗子しみどり基金条例の一部改正について (緑政課)

市民の安全を最優先に緑地の保全を図り、緑地の質を高めていくため、市が所有する緑地の管理伐採を行うに当たり、みどり基金の処分に関する規定について、改正の要あるため提案するもの

・議案第54号 逗子市市税条例の一部改正について (課税課)

地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第5号)の施行に伴い、固定資産を現に所有している者の申告について規定するに当たり、改正の要あるため提案するもの

・議案第55号 逗子市手数料条例の一部改正について (戸籍住民課)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)の一部改正に伴い、個人番号の通知カードが廃止され、再交付を行わなくなったことから、改正の要あるため提案するもの

・議案第56号 令和2年度逗子市一般会計補正予算(第7号) (財政課)

(補正額) 歳入歳出とも7億5,971万2,000円の増額  
(補正後の総額271億351万8,000円)

歳入歳出予算の補正についての内容は次のとおり。

(歳出)

【新型コロナウイルス感染症対策関係 総額5億1,637万7,000円】

- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、柔軟な働き方等の推進が求められている中で、ワーケーションを推進することにより、関係人口、関係法人を創出し、企業誘致へつなげるために要する経費として、企業誘致等推進事業2,644万5,000円を増額
- ・新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の予算化に伴う財源調整により、みんなで乗り越える新型コロナウイルス感染症対策基金積立金1億7,151万9,000円を増額
- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に鑑み、業務の効率化と合わせ、職員間の密接、密集を低減する感染予防策として行政内部の電子処理化を進めるために要する経費及び民間企業等における職務経験を有している者を対象とする職員採用試験の実施に要する経費として、人事管理経費1,776万5,000円を増額
- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策のため、市庁舎の窓口等にビニールカーテン又はアクリル板の設置等に要する経費として、庁舎維持管理事業147万8,000円を増額
- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策を講じる指定管理者に対し、公共施設協力金を交付するために要する経費として、市民交流センター維持管理事業30万円を増額
- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策を講じる指定管理者に対し、公共施設協力金を交付するために要する経費として、文化プラザホール維持管理事業550万円を増額
- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策を講じる指定管理者に対し、公共施設協力金を交付するために要する経費として、市立体育館維持管理事業100万円を増額
- ・新型コロナウイルス感染症の感染防止対策の観点から、大規模災害時の指定緊急避難場所等として必要な空調設備の更新に要する経費として、市立体育館整備事業8,100万7,000円を増額
- ・市内の消費活性化と市民生活の下支えを目的に、市内の店舗で使用できる、ずし応援券の発行に要する経費として、ずし応援券給付事業1億4,671万1,000円を計上
- ・地域経済の回復に資するため、市内の店舗で使用できるずし応援プレミアム付商品券の発行に要する経費として、ずし応援プレミアム付商品券発行事業1億2,027万9,000円を計上
- ・売り上げが減少した中小企業又は個人事業者の事業継続を支援するため、家賃の一部補助及び事務所等の家賃を減額した市内の賃貸人に対する補助に要する経費として、中小企業者等家賃支援及び事務所等家賃減額助成事業5,886万円を計上
- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受け人手不足となった介護事業所と就労希望者の双方を支援するために要する経費として、介護人材確保事業248万8,000円を増額

- ・自由診療でPCR検査を受けた者に対し検査費用の一部を助成するための経費として、感染症予防事業300万円を増額
- ・初期症状が似ているインフルエンザと新型コロナウイルス感染症の同時流行を回避するため、インフルエンザ予防接種費用の一部を助成するための経費として、インフルエンザ予防接種助成事業2,482万円を計上
- ・公共交通における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係る経費を支援することで市内感染の予防を図るために要する経費として、公共交通拡充支援事業221万円を増額
- ・蘆花記念公園内の屋内施設において新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策に必要な消耗品の購入に要する経費として、蘆花記念公園維持管理事業4万8,000円を増額
- ・災害現場において迅速かつ確実な人命救助活動を行うとともに、救助隊員間の感染予防として密接、密集を回避するための資器材の整備に要する経費として、消防装備整備事業349万8,000円を増額
- ・教職員間の感染予防として、密接、密集を回避するための出退勤管理システムの導入に要する経費として、小学校費の学校運営事業22万5,000円及び中学校費の学校運営事業13万4,000円をそれぞれ増額
- ・プロジェクターを使用した視覚的にわかりやすい指導の展開のための資器材の購入に要する経費として、小学校費の教育用コンピュータ維持管理事業1,272万1,000円及び中学校費の教育用コンピュータ維持管理事業544万8,000円をそれぞれ増額
- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策として衛生管理が容易な床材への張替え工事等を実施するために要する経費として、子育て支援センター運営事業48万円を増額
- ・ふれあいスクールにおいて新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策に必要な消耗品の購入に要する経費として、ふれあいスクール事業244万円を増額
- ・初期症状が似ているインフルエンザと新型コロナウイルス感染症の同時流行を回避するため、インフルエンザ予防接種費用の一部を助成するための経費として、児童のインフルエンザ予防接種助成事業1,496万2,000円を計上
- ・乳幼児健診の実施に当たり新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策に必要な消耗品の購入に要する経費として、乳幼児健診事業56万3,000円を増額
- ・体験学習施設において新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策に必要な消耗品の購入に要する経費として、体験学習施設維持管理事業50万8,000円を増額
- ・公立保育園において新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策として衛生管理が容易な床材への張替え工事等に要する経費として、湘南保育園運営事業52万円及び小坪保育園運営事業68万2,000円をそれぞれ増額
- ・こども発達支援センターにおいて新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策に必要な消耗品の購入に要する経費として、こども発達支援センター運営事業26万円を増額
- ・教育研究相談センターにおいて新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策に必要な消耗品の購入に要する経費として、教育研究所維持管理事業27万円を増額
- ・図書館において新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策に必要な備品及び消耗品の購入に要する経費として、図書館活動事業164万5,000円を増額

#### 【その他】

- ・小坪漁港護岸の消波ブロックの復元を目的に現状調査のための測量委託に要する経費として、漁港施設維持管理事業193万6,000円を増額
- ・誘客多角化等のための魅力的な滞在コンテンツを作成するにあたり、観光コンテンツの一つとしてハイキングコースを利用してもらうため、ハイキングコースマップの作成等に要する経費として、自然の回廊プロジェクト推進事業192万5,000円を増額
- ・令和元年台風第19号で被災した被災した中小企業・小規模企業者の事業再開を支援する補助金の交付に要する経費として、被災中小企業者復旧支援事業170万円を計上
- ・被保護者の生活習慣病の発症、重症化を予防するため、レセプトデータの分析や保健指導を行うことに要する経費として、生活保護事務費275万円を増額
- ・逗子市・地域エネルギー会社を通じた地域循環共生圏構築検討協議会の設置などにより、地域関係者との合意形成を行う取組み等の業務を委託するために要する経費として、温室効果ガス削減事業300万円を増額
- ・緑地の維持管理に必要な伐採等に要する経費として、緑地維持管理事業500万円を増額
- ・緊急的な防災防止対策のための高木、支障木の伐採及び枝払いに要する経費として、緑地安全対策事業2,768万円を増額
- ・土砂災害防止の観点から土地所有者に対し積極的な対応を促すため、防災工事助成の拡充を図るために

要する経費として、防災工事助成事業420万4,000円を増額

- ・ 幼児教育・保育無償化に関連する事務執行に使用する作業用端末機の増設及び職員給与費の不足見込額への対応に要する経費として、児童育成事務費373万1,000円を増額

(歳入)

- ・ 国庫補助金及び基金繰入金のほか所要の財源を措置するもの  
(繰越明許費)
- ・ 翌年度に繰り越して使用できる経費を設定  
(債務負担行為)
- ・ 後年度に債務を負担する行為をすることができる経費を追加  
(地方債)
- ・ 地方債限度額を変更

・ 議案第57号 令和元年度返子市一般会計歳入歳出決算の認定について (財政課)

・ 議案第58号 令和元年度返子市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について (財政課)

・ 議案第59号 令和元年度返子市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について (財政課)

・ 議案第60号 令和元年度返子市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について (財政課)

地方自治法第233条第3項の規定により、会計管理者から提出された決算を監査委員の審査に付し、監査委員の意見を付けて認定を求めるもの

・ 議案第61号 令和元年度返子市下水道事業会計決算の認定について (下水道課)

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、会計管理者から提出された決算を監査委員の審査に付し、監査委員の意見を付けて認定を求めるもの

本件に関するお問い合わせ先  
電話046-873-1111 (代表)  
※各議案の担当課にお尋ねください。

議案とりまとめ担当：総務課  
電話046-873-1111 (代表)